

令和3年10月定例総会 (令和3年10月29日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年10月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月29日(金) 午前10時00分～10時30分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤 作栄
委員	6番	坂井 祐一

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第36号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第34号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長
次 長
農地係 長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年10月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄委員、6番 坂井 祐一委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させていただきます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年9月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、13番 齋藤 圭一郎 委員、14番 倉島 正春 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第36号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第34号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第36号及び第34号については、10月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第36号農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は7件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1と2は関連しているので、一括して説明します。</p> <p>番号1番 所在地 北区新崎2丁目 以下記載のとおり</p>

譲受人 北区新崎2丁目 株式会社ユニファーム伊藤
譲渡人 北区新崎2丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆696平方メートル
契約内容 賃借権
10アール当り賃料 5,000円
通作距離 1キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
地域区分 市街化区域

番号2番

所在地 北区新崎2丁目 以下記載のとおり
譲受人 北区新崎2丁目 株式会社ユニファーム伊藤
譲渡人 北区新崎2丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 畑3筆 3,565平方メートル
契約内容 賃借権
10アール当り賃料 5,000円
通作距離 0.01キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
地域区分 市街化区域

譲受人は新規法人を立ち上げるため、議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定で7筆、13,207平方メートルの利用権設定の申請が出ております。今回の3条申請の2件につきましては、市街化区域の農地であるため、基盤強化法で利用権が設定できず、3条申請になったものです。新規の法人であるため、経営農地の記入がありませんが、基盤強化法の利用権設定と3条申請で経営面積は17,468平方メートルになります。

申請地は法人の代表者とその親の農地になり、規模拡大を考えている法人との間で賃借することで話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり
譲受人 北区高森 以下記載のとおり
譲渡人 阿賀野市横山 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆 3,794平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 949,000円
通作距離 6キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 289.15アール
地域区分 農用地区域

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、労働力不足で耕作が難しくなり、規模拡大を考えている譲受人との間で売買することで話がまとまったものです。

番号4番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり
譲受人 北区木崎 以下記載のとおり
譲渡人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
地目及び面積 畑3筆 448平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 1,116,000円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 588.76アール
地域区分 農用地区域

譲受人は申請地の周辺農地を所有しており、農地を集約して利用するため、譲渡人との間で売買することで話がまとまったものです。

番号5番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり
譲受人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
譲渡人 聖籠町大字藤寄 以下記載のとおり
地目及び面積 畑3筆 484平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 826,000円
通作距離 1キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 74.81アール
地域区分 農用地区域

譲渡人は遠方に住んでおり、耕作が難しくなったため、番号4番で売却した譲受人が代替地として申請地を得るため、譲渡人と売買することで話がまとまったものです。

番号6番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり

譲受人 北区木崎 以下記載のとおり
譲渡人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 297平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 1,010,000円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 588.76アール
地域区分 農用地区域

譲受人は申請地の周辺農地を所有しており、農地を集約して利用するため、譲渡人との間で売買することで話がまとまったものです。

番号7番

所在地 北区浦ノ入 以下記載のとおり
譲受人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
譲渡人 北区木崎 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 1,365平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 220,000円
通作距離 0.25キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 145.58アール
地域区分 農用地区域

番号6番で売却した譲受人が代替地として申請地を得るために、譲渡人との間で売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第34号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。申請は2件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区高森 以下記載のとおり

転用者 北区高森 以下記載のとおり
所有者 北区高森 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆

777平方メートルの内207.61平方メートル
農地区分 第2種農地
契約内容 使用貸借権設定
転用内容及び土地利用面積
農家住宅建築敷地 342.51平方メートル

転用者は現在、土地所有者と一緒に住んでいますが、手狭になり、住宅建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており、使用貸借権を設定し、農家住宅を建築することになったものです。

申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号2

所在地 北区横土居 以下記載のとおり
転用者 北区横土居 以下記載のとおり
所有者 北区横土居 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 727平方メートル
農地区分 第2種農地
契約内容 売買
転用内容及び土地利用面積
露天資材置場敷地 727平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は建築業を営んでいますが、近年、材木価格が高騰し、解体で発生する木材が貴重な資源になっています。そのリサイクルの材木を置く場所を確保するため、自宅の隣の申請地を売買で取得し、露天資材置場として使用することで話がまとまったとのことでした。

委員から、住宅に近い場所なので、防護柵等を設置し、火災や事故がないようにしてもらいたいとの指導がありました。また、申請地の前面の道路は狭いが、どのくらいの大きさのトラックが出入りするのかわかるのか、との質問に、2トントラックと聞いているとのことでした。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件

議 長	<p>に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p>
若林委員	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
議 長	<p>1 1 番</p>
若林委員	<p>1 1 番 若林委員</p>
事務局	<p>議案第 3 6 号 法 3 条の売買 4、6、7 番の議案について、 譲受人と譲渡人に関連がありますが、1 0 アール当たりの対価 が異なる理由は何でしょうか。</p> <p>4、6 番の譲受人が本案の周辺農地を所有しており、本案件 の農地と一体的に利用したいとのことから、譲渡人に売ってほ しいと依頼して売買が成立したものです。1 0 アール当たりの 対価は、譲受人の取得意思が強かったため、一般的な額より高 くなつたと聞いております。また、7 番は、6 番の譲渡人が 6 番の譲受人に代替地として求めたもので、総額が 6 番と同額に なるようにしたと聞いております。</p>
議 長	<p>ほかに、何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありません か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第 3 6 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見 決定について、及び、議案第 3 4 号 農地法第 5 条許可申請に 関する処分決定についての案件については、農地部会長報告の とおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 3 5 号 新潟市農用地利用集積計画の 決定について、を議題といたします。 議案第 3 5 号については、1 0 月 2 2 日に農政振興部会を開</p>

<p>農政振興部会長</p>	<p>催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は3件 14,558平方メートルです。② 農地中間管理権は9件 121,387平方メートルです。</p> <p>はじめに、利用権設定の申請案件について、ご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。利用権設定の新規、3件の契約内容となっております。なお、番号2番及び3番は、家族で会社を設立して法人参入をするものです。</p> <p>次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>中間管理機構への貸付けを行う9件の契約内容となっております。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金を申請する者は7件で6名となっております。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありま</p>

	せんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。
	続きまして、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。10月22日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。
農政振興部会長	それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、新規参入法人から農業参入計画を説明いただいたのち、利用権設定3件、中間管理権9件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。
	主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。
議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
小林委員	8番、小林です
議 長	8番、小林委員
小林委員	報告書には、農業者年金加入促進部長から加入促進の依頼があり、質疑応答において、事務局から毎年地区ごとに候補者をリストアップしているとの回答が記載されていますが、どの位の人数がリストアップされているのでしょうか。
事務局	毎年のレストランの結果は北区全体で10名程度です。委員から対象者に加入に向けた説明をしていただいておりますが、加入に至っておりません。
議 長	ほかに、何かございませんか。

議 長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。 事務局から専決処分の報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書11ページから16ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、7件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、12件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。 これにて、令和3年10月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時30分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 齋 藤 圭一郎

委 員 倉 島 正 春